御仇とひらひ小留の家とれこそんと志しくるこし士の軒
意者生前の恨をうらして孔をと乞て父子三人さらばきと
くみかりし甚後殺されしとど織田家の刑罪仁者の道
小ひのしぶとその暴逆絶と今せざること尤こそかりこ男子ハ名若
婦人ハも接別の人を延え年中新田義貞義金藤の城ハ
義貞孔生判官保を才義継源淋笑と鎌倉小次郎義則
の嫡男義治とも立て拙山城ふよりうる或時星見時成と
大ひくして金藤と接ハ紙ひ方師春軍勢と敷賀ハ知し
度り戦ハ保英ハ才義継物の七郎星見時成とやしのハ

今昔物語集　巻第五　下

白鹿洞掲示　五常　名義繪鈔

黒田孝隆父宗園と名ハ小寺政職ハ従を人小寺政職ハ従を
人〻姫路の城ハ籠城せんと云時孝隆名ある
有ハ城ハ入ることなりなれども今病といへんよまこそハ
向き入じ必を思ハ報くと人〻弗られんと士の志
ハ運のきりめなるハ力なり我一人弗せられたりとも
ハせん此姫路城をだに天下の安危歳
月とへぞして宮ぐ敵の月えざれば

宗兵衛の孫と思ひて身をそそんと思ひ定る
て士の志なりそれ五箇よりさて事叶はざる身
殺せよ所との事いかんぞ思ひ人者の志たるを
我そむくべうもなし孝僅おわるを
さうびとて発と立てかの人々思ひ今思ひきれての作い造
言ふ所ずやすべ箇なんとのがれたるいどん
時人々の箇の婦ともまれせんと誓ひそう宗兵衛
い官を捨をせよ人々いかの人々の志とせよと下知せしを
うび落度の箇人孫そう宗兵衛子なりしも孫也

きことなり先だつべき親の為て子を死れといふこと
はとそれそれも君恩のさかんぞと人の為家也
今立人徐言を信ぜるるあそかすれ孝僅とやらぞ
して引ありり強反し命いとそそとなる
い父の道に非ずと俗となり身と教とい孫とある所
ありそそんんとかぞそう孝僅いまこと年ぞそれど
学問深を放ふりてそうの功業もできるそれ
史博学といつてどこまでも義理ふそうぬやうふ
学びそそとそうそう利氏のたるもなるこれ

管領細川の席上にて諸の端大名打集り地治の
席ふ或人の曰く主君の御用ふ使して道にて親の仇
ふ出会ふ時あるを如何ぞ君の御用を慶せんまで対
ざれば親の仇と思ふ故ふ仕方なきといひしに
らんやといふ人中堂も若る人多く其時頼之南も
十歳庭の隅にあり夢を覚して親の仇ある者
仕官する理なし只縁を結ぶ又仕官するものは縁を辞
さべしそれば親の仇あるものは御用で立使ふ沙
るどいふすいなるそこいふまでもなく礼儀ふ

意に合へるこそ細川宰相法印の話なり何事を
理り明らかふまるべきを一切右顧して
さらりあれなり又審問之ことはまづ惜学といふ大地
盤で学んで吉でにとむの師より書ふ考え
る中あんう富みるがでいるものなりそれい人り問
行べ命ぜらぬそまもへ意ふに学問といつてある学問
ぬあでするる問ふい人ふるるりその宮も一生りで
い意ふふぬそれもへ富うふとつまり慎思之ふ行るも
あるいふうあふうあれいそうのらへうと学とつて

みるば落つるぬるのなり孤雲でつうど物と考つてふれ
たるむちやふ知りひ出そうしてもつうびじつく静ふ
落つれそうれあうでのふと思ふくふれがその動し
不もうふ新やうるものなりまうまで学ひさへもれ
でようひとつつく学びもやびの学ふくふ法るにふ
てへ知り道へそれて意うよたくぬそれもへ惜んでふ
いつふなり又明辨之ことはつる是物ふ是非思と二
節ありそれを分明よんでしまけ精のるれやうにをる
と辨ずるといふまり全体生の学問思のこのうふう

と雖ども絡まる事紙ゆふ辨へ知る者の立まじりて学問
思辨の心ッで和の理と云ふ事わげ知られより行ひの
うくしかるべきかたちの人が大立が絵書と引畠を建
取る理と極るが上に此心つぐそれより屋と建まかく取ぶ行
なり医者が場合金圃で行の病人に系湯ふ系の加減と
なるものもちが上に此心で病人ふとりあるよりもの
なる学問思辨で理の明らかと生理らの人ふ
居くしかるが行なり等行之とい一重二重で能くはいれぬ
明だんくに拙くと入分と熟とるやうにそると答といふ

何ほど学でも問てもいかるべきふかくぬ丁ど医者
が学問ありても藤治せねば病気いかるべきぬやうなるの
名居る者の前と大坂京橋と案せしと京者人佐野治兵衛
と云ものを居きあるしがうれ出来の人の前と思ふ通の
罪人と同じくさしを事やいかるとて牢屋より盗出て知恩院ふ
逃て一宇と立籠り知恩院と名付しが石田刑部少輔殿
なる事なりと云る者ども佐野治兵衛と云ものが是
ものの多い人の義と人生て死せざるを邑刑罰ふいかん正法あり
かくぞとぞいふ

勅問ふるとて
石茂
即車の馬の
數と答へ

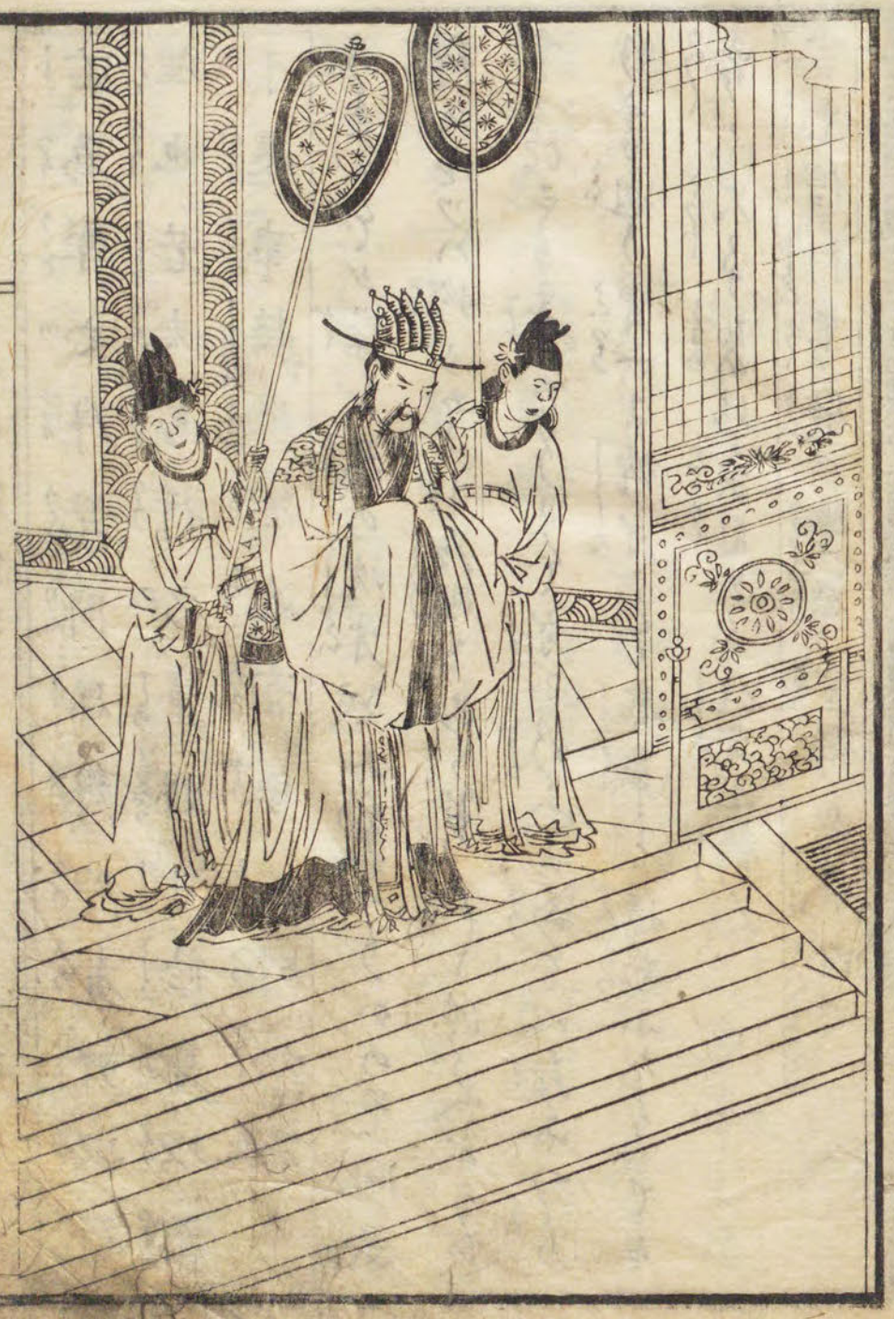

右為學之序學問思辨四者所以窮理也若夫篤行之事則自修身以至于處事接物亦各有要其別如左

あきまでが学を為の次第とあげうかの学問思辨の四ツハ何ようなる理を窮るべきかをしらせ行篤行ハ何ようなる事なりさて分ふ分ふまめていたふつらめうる通り実一ハ修身より處事と接物ふなりてをく〳〵大切なる為ふ乗目あり左ハ解ん

言忠信　行篤敬　懲忿　窒欲　遷善　改過

言忠信行篤敬

あらゆる三限の法が分を治ゆるなり分を修ゆる分て分ゆる和ふ為ゆるなるふは又處事と接物ふの二ケ条あるふあり物事ハ此限ハ下と行ふ扱言忠信行篤敬ふ一条で平生の分ふ常の懲忿窒欲ふ一ケ条ごとふ慎ふ為ふ遷善改過ふ三ケ条の中初の言忠信行篤敬ふ為の右三法で常と変ふ二ケ条ふ分ふ言ふ行ふ分ふ付ふ言ふ行ふ言ふ虚なるの言ふそふるものふ

忠信しんぶんにしの命やうみとるるでんりういんで
忠はうりうくが信なり学ぶこと能辛なるやそこれをと
いへ教しは容もんぶんぶんふとをといへうをぶ平
生見の物めやうんぶりやうりあをに遠間があり
し邪ぶをいうをうりたくが虚弱ものの風邪に胃さ
ゐくやうをものをたをよこれを孟子仏果程子張子朱子
あし庫養も涵養もいをれて知くたるの渦不すり
源の蔦石若石畜の子に石慶といへ人ありあうこれ
天子の出御ふ御車の側よ侍に天子より馬い賚匹ぞ

し物間ありしくが石慶を敬とりて一ツ二ツと教へて六疋
と言へくり天子の御車ふかをる馬い六疋をして六疋
ま極つくあるるりいをるるりなが一ツ二ツと教へて
言られこるいをものを涯辛ふせぬといへりけりあを
おく石慶ま平生の堅固るるも推弟に又刘寛といへ
人をいへりぶ言辛は御あをも早にをものいをびをを
あいてをる敬をかしこをり勇方あをり布寄ふ井のひ
まを怒くくうんを備月百官朔会の日出常して
出んとをらくこれ下如ふ肉は有りけりと上ををぞと

はまづれちがせ給と汚さむとの列寛
もしやうり下如あつものがうがまてをとやけと
たせるんどうこいられうり平生な養の怨しく人
ふあらざればかゆうる色をうれはいうわど憎ちう
ひんくうもツイ怨ゞ出るものなり又家礼列忠貞
公ゥ国馬温公ふ子人身ふ行ふの恩と向きうれい温公
恨りあれうれたりやう元城ちゆ行しふの
恨い何所から行ひそぐ元ちんと官温公安沼いうぬうり
せうやいうれうえ城ちゆ行でもうひやうれ

きとう甚後河うてうるふ中にとんと合ふやういけ
ふうひもどやとつえ行ふるり七年ふして嘉書一のごと
くなうしうぞ海蒼よんを開ふんうり懲怒室怨うれ
易の損の卦大象傳の文で怒といふ後の立る懲ハそれ
後のうち時よあるうを思ふてあうていうこと後懲ゞ
あうしうたやに懲ゞ立うれ懲ゞやうふるうそれ
怒といふものいうく発ゞやれりのでうふ情のそひ血気
ふ察ぞる君先ゞい制ゞうめがうれわで怒て身の言と
引如ふるり多得り淺聖賢ゞ赤穂の領地と名ふし

もいろをこのぶるれるこころ強しんあまこの
わしんあまぶをかへきこんと好色と好色も貨賤を
含ろも雖奥より破ろれ強るり是ゝこと分と喪
し天下国家ゝでも失ろいる唐の則天皇后の
朝ゝ奥師徳といふ人宰相ゝその性貨寛原清
臨の者共ゝりしぶ其弟系代州の刺史ゝかりけんと
ゝる付弟かいふかい吾皆ほん弟業家を望る人ゝ
いゝ強むゝゝ為ゝり汝いゝ為ゝるゝゝて分と含ゝせ
んとゝのゝぞゝ云ゝれバ弟言て曰ゝ今ゝり後ゝ人

吾面ゝ唾ゝれかゝゝゝ
自ゝ拭ゝて怒ゝ
師徳かゝと云ゝ
ゝ吾ゝ能ゝ
ゝり人ゝ汝の面ゝ唾ゝ
汝ゝゝゝゝゝゝゝ
それゝ拭ゝ人ゝ
逆ゝゝゝ
唾ゝぬぐゝも自ゝ乾

りのまりうをでそのまゝにとりてしとしいさをこうこうや
後藤正則常に和歌ゝ人と談する事を好みりと世北
人も云ひつゝ或時近習の士わ〻〻咎ひて猪肉の煮湯を押込
食はせひつゝ人ど餓死せしめんといふを聞きて士の男と爰
たりし茶道坊を罪なくてかゝる責といふを潔よ義
焼飯と携へ行こう彼士われい罪ある故ふかくなり御長
今のふるまいと殿が問しに左られるが余りも罪なうん又
飯と食はりとて命助うんきよひつゝどとて帰色といはし
ふ茶屋いつけるの日し罪ゝ行るも悔なり家先ゝ已ふ

報ずべきと君の恩ひて一命助りしぬ又と新ひ
ずるの人ゝひつゝど君又ひつゝも言志と言ふゝ志ふこと
皆ゝ見とひつゝど彼士はんで先と食ふ義とよかゝの
でゝく志ゝり程經て死ひるきんて正則矢倉ふ行
見しふ都迫少しも言ゝば正則ひゝい飯と送りゝる
ものひつゝんと思られしひ右茶道茶こう送りひるこう
中を正則先ひゝ猪を出ゝれしひ第乃少もそでゝ
氣著罪と行ゝ報ずべきふかを見がゝひゝきし後今日まで
思ひゝそでも命せり手を出と報せんを義ゝに飯と

そこなひ、こゝろ西刻いろ色る眼を涙と流し、汝が志愚どうふ
のまをもうかゝ考べけをもして彼士とも申るされる遷善改過
こゝ易の爻の卦大象傳の文をうかゝ思ひ想と懲し
懲と窒ごして福と災をうとの人と言葉をかはる志
をして変化を善月をうたゝ人が風ひくこゝ祈れと祭者をせ
ても其のこゝ人に合あるどして苦と祈人分と丈まをせうでい福
い解しても金銭といひ〻今も世や懲の花ハこゝれども本体の
苦の上に分ご居てい人こゝいもれね遷をしいつも改しいつも え
象分に福のいろ〻ろの祈をうえをう結分をもい苦をり

うつ象ヨりをうとぞ過と改ろふをうぞれをうもし
苦の代に周家しいつをのいろ〻ろが祈恩愛世頼の光
をう自も寸をど人と敷〻打鄰をうをうぞ家〻の事
をして近郷までも恐〻懼をあこう芸須義奥の水中に
恐怖あり又首山に頼白の虎いろて人と害を義奥
の人ありをと三揆といつ人其中にも周家が一番あ〻や
をう赤人周家ヨ蛇し虎をの害とかうして孤くこうこ
平げをうといつ人周家頼承して走ヨ山に入虎と猪数
を〻水に入〻蛟と竪ち深つ沈つちをて沈ひをうぞん

行る数十里之日
之家かつぐられ
ぬ郷人大ふよろこび
周章さゞめて死し
つらん一巻しと之撰
平ぐらの月出る
なりと収びろ方く
周章恢と擧めつる
なり右のやうにと

周慶庫と
蛟と擧て
自ら我身を
あらたむ

きく郷人ふ所ひ恐
まれ人情を客られ
ぬる式恠を自ら
改め節とれ学問
して終ふ忠臣孝子
ふるうしるぐ

右修身之要

正其義不謀其
利明其道不計

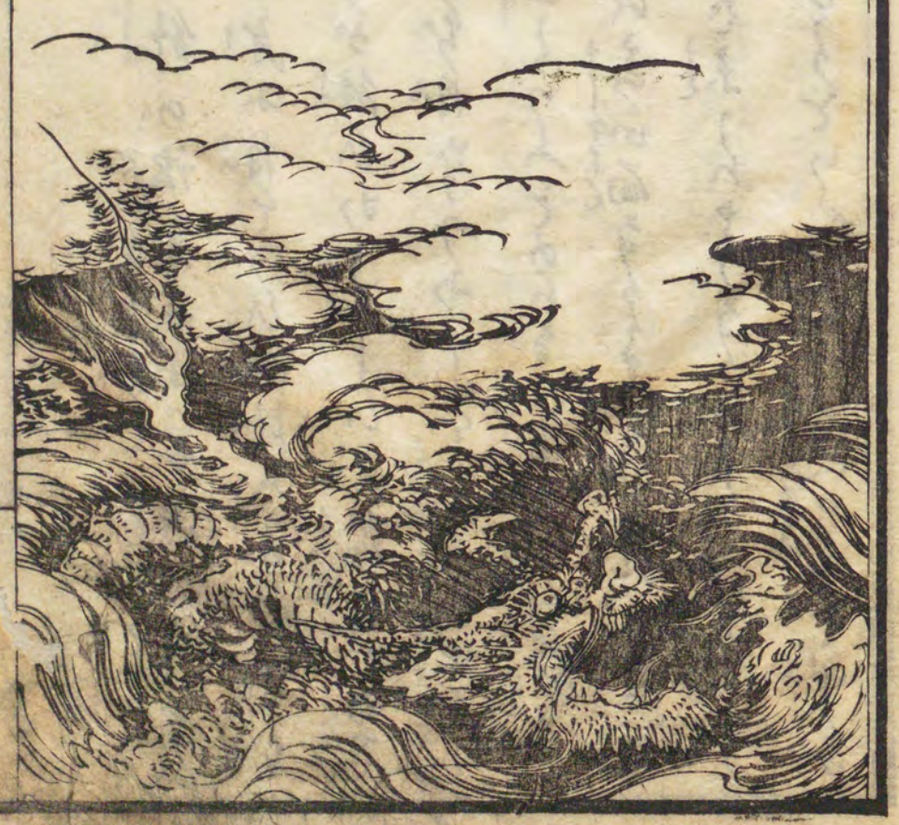

其功

あるいは高漢董仲舒の弦歌子小学道思孫等ふ
引用りおの限の学ふ付ていひ此限にあるに付く
いへ義といへるうが能ひかうがひと箇月のあと
ひうとあるそれをもち用なりふして行ひと正とと
いへ義の和と別と正といへものにあるすべて若し
私余富とまづ富とをいへり謀利
といへるふしれで未うるなくひうと
用当とあるとてとといへ芸へば忠義とす

あと官位知行ふ用当があれば忠義に利とと
かれといへもあり明其道不計其功とは道に忠体の
操といへ義に中ふ小箇といへ親に孝ふ忠といへ
に大道一箇あり是れ人の何箇にもあるのうちの
明あり功とその名ふ行ひうれば国
家もやすく行ふまでも能くなりてあるといへ史とある
そもそも道道じやのあるとそもそも能く侍と付と付
功といへあり人と義に大小の合あり孝行の孝といへ
が孝の中ふいろいろ小箇のあると義といへ芸ば吾の太子

申生の父獻公の命ふとうして死をもとうとう釈の下部より
背うれば死極まるとも父と不義に隔つるとの箴月が
遠ふ申人義を正〳〵せるべきが為にこれをうこと
諸葛武侯が先帝の遺詔と称して後帝刘禅と号して
呉魏と已して漢の天下と魯侯せんと千辛万苦せら
もうえうう呉魏より〳〵ぶもばかるも小〳〵軍勢も
みな〳〵中〳〵諸州せもうんるのうもうもれども
招目もうもうに成ハ山嵐の瘴気と化し白雲不毛の
地ふ入り幾程も波山天高渭南ふ出て終り五丈原の

秋風ふ命を果されうるハ大義と明らうふし功利ふ欠し
も用をかうれぬうあらるるよ出来うるもあるう表
の求より臣鞠躬盡力而後已至於成敗利鈍非臣之明所
逆覩也〳〵ふれ武侯の心中日月と明と争ふるうべし
古朝うも建武正平の頃楠正成一家と始ら新田菊池
名和小篇等ふ諸〳〵忠義と志し殆骨砕
身して一族より一人もの〳〵べ〳〵忠事のうん
ふ身を献しうも同じ朝うも功利のふあるうべ足
利より屬されべ二別三別と渡るうハ茶を捨ふより易きと

かゝまて事ふ勤学するる忠義の縁ていとるもの
らふく道義功利の分別とまるべ

右處事之要

己所不欲勿施於人

あるとい編治ふ如くり父子兄弟より若ふ事へ長に
恨ひ友よ交るあゞくもぐ必要のるもられいよく合と
なる辞己こん自身のるり自身のいやとやのるい人も
いやがるゆへふぞきもるるいせぬゞより譬ば系より
目上の人ゞもく無理いていめるるゞいやるんば客

よりも目下社人も如形じのるり晋の庚亮といふ人
の乘馬ゞ的盧ゆり伯樂の相る絶よ回くるる顔の白
き毛ゞ口もで入り歯ふいてるものと名付て徐産せ
いふ一名い的盧といふ家来の分ふて出るふ言れ
ゞ結ふて死しゝ主人ゆるゆゆ羅ふ逃て
死ましいふあゞ西告のるるそれ主人庚亮り
そ切腹をかくり人よ賣ものといふ庚亮回くもも賣れゞ
買る人ゆ害よあゝでいるで我方よいやる為と
人よ濟り譬ふる道理やあるこ濟よ人よ賣るすをせ

叔敖幼き時
両頭の蛇を
殺す

ざるしるやうなる楚国の孫叔敖が幼き頃両頭の
蛇を見る人云ふ両頭の蛇と見るものは死の中
より死すといふ中人君死ぬるものは色淵もすべきと
生とれてい又うる人の死やんずと思ひ蛇を殺し
て土中へ埋めしといへ古の英雄なり浅野富の士
小牧甚介といふものの敬の甲冑と帯したるものの首
をとりて敬で軍を勝負一の功し紀州なる西山城
主有馬といふ人の侍の首と為り朱子金沢田
[illegible]
[illegible]

紀しるべ沢い古二陣
小猪人路迫しをえ
先陣ありて程をし
前とらは古うをえ
先をれども来るこす遅
きすりと人衆如正真
僧礼あると感じるい
令じてまを猪つい先
陣の弟一切全ぶい二陣

の弟一切と組せられ手柏の一をを推も歌る事
ををいられがんと推てまら弟つふ猪アしいんひる武士
といふをし

行有不得反求諸己

あをいを孟子此語で自分かう人へ恥ずをてをを
行屋うべ人の不知ぬるがあるをその人を咎めば
しを言方に行屋うぬるがあるんと君子の方へ立
うを衆を我分を味をる事也上の限ハ弟に
ありと則ふし推知しを人を及ぶをる世限ハ人の

うへ推知して行ふ事なるべし。
よく〳〵考へうるに、
昔父母と離れ兄弟四人同居してあるに、弟ども
あり〳〵て妻を迎へ夫婦となり、而して後に猶兄弟と
いひてやはらひ絶ぞ侍るなるを、分家せんとて形
繕ひ、家を一間のうちに分て自ら若を取
て我家と擬ち、家名を吸で云るは、繕形如身と作り
物と作る聖人の教をもまなびすぐし、已に家を立て而
く治るあるべきやといふ。

其身をもやうもまなび、弟や婢どもにありさまを見習て
大ふ地どころに居く、況言して是までの心得ちがひ成
例中なるべし。

右接物之要

熹 竊觀古昔聖賢所以教人為學之意
莫非使之講明義理以修其身然後推
以及人非徒欲其聲記覽為詞章以釣
聲名取利祿而已也今人之為學者則
既反是矣然聖賢所以教人之法具存

於經有志之士固當熟讀深思而明辨之苟知其理之當然而責其身以必然則夫規矩禁防之具豈待他人設之而後有所持循哉或近世於學有規其待學者為已淺矣而為法又未必古人之意也故今不復以施於此堂而特取凡聖賢所以教人為學之大端條列如右而揭之楣間諸君其相與講明遵守而責之於身則其思慮云為之際其所以戒謹而恐懼者必有嚴於彼者其有不然而或出於此言之所棄則則彼所謂規者必將取之固不得而略也諸君其亦思之哉

ある朱子は踐履なり學問ならん何ぞ謂ひて規矩ということのあるべきもそれは古人の法ぞるひと云思ひて第文の通りを聖賢の教ゆをいづして凡そ世堂ふ入るものふ又人々為学の事をりや合点せば卯ち規矩ようふいふ

懼るるがゆゑに　紀を糺すことを
のべらまくるわれら　漢びとを一々解きたび

忠義絵鈔巻下尾

編著　摂陽今津　淡河敬恭叔
清書　摂陽灘東明　豊田叙典憲卿
畫圖　浪華　松川半山雲弁子

三都書房

安政二年乙卯七月　江戸日本橋通二丁目　須原屋茂兵衛
同　通二丁目　小林新兵衛
京三条通御幸町　吉野屋仁兵衛
大阪心斎橋筋北久太郎町　河内屋喜兵衛
同　安土町　同　宗兵衛

懼るるがごとくびくびくして規を法とまとうるを
のべらまとうるものもまた一つ解さば

名義錦鈔巻下尾

編著　摂陽今津　淡河敬恭叔
清書　摂陽灘東明　豊田叙典憲卿
畫圖　浪華　松川半山雲昇子

三都書房

安政二年乙卯七月　江戸日本橋通二丁目　須原屋茂兵衛
同　通二丁目　小林新兵衛
京三条通御幸町　吉野屋仁兵衛
大阪心斎橋筋北久太郎町　河内屋喜兵
同　安土町　同　宗兵